

食品安全委員会が今後取り組むべき情報提供の方法について

食品安全委員会事務局勧告広報課

1. 経緯

- (1) 食品安全委員会では、審議の経過に関する透明性を確保し、消費者や食品関連事業者等の関係者と必要な情報を共有するため、各種会合を原則として公開で行い、使用した資料や議事録、食品健康影響評価の結果などについてホームページで公表している。また、国民の関心の高い案件を中心に、全国で意見交換会を開催しているほか、ホームページやメールマガジン、季刊誌などによる情報提供を行っている。
- (2) 一方、これらの情報発信について、専門的で難しい、国民への浸透度が低い、ホームページ等の各種情報発信の手段がより身近なものとなるよう改善が必要等の指摘がされている。このため、平成 21 年 3 月の「食品安全委員会の改善に向けて」や平成 21 年 9 月の「食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向」を踏まえ、①分かりやすく、理解が深まる情報発信のための手法、内容の改善、②関係機関・団体との連携の拡大等を進めるために、以下のような取組を行ってきた。
- 分かりやすく、理解が深まる情報発信のための手法、内容の改善
 - ・ 消費者の関心の高いものについては、評価内容の理解の助けとなる概要図、Q&A、スライドによる解説を作成してホームページに掲載
 - ・ 意見交換会で使用した資料についても、スライド資料に解説を加えたり、質疑応答をQ&A形式に集約して提供
 - ・ トップページを見直し、一覧性を高めるとともに、子ども向け等の対象者を絞ったページを設置
 - ・ プレスリリース、ホームページ、季刊誌等に食品安全委員会のロゴマークを使用するとともに、文字レイアウトの工夫を行い、資料イメージを統一化
 - 関係機関・団体との連携の拡大
 - ・ 関心の大きなものについて、マスメディア関係者との意見交換会を開催
 - ・ 消費者団体や学校栄養士等の地域の専門家を対象とした意見交換会を開催
 - ・ 食品中の放射性物質対策に関する説明会をリスク管理機関と共催で開催する等、リスク管理措置も含めた全体像が分かるよう情報提供

(3) しかし、前回の企画等専門調査会における議論のように、例えば、食品中の放射性物質に対する理解等は、正確な科学的理解が幅広い国民各層へより十分に浸透しているとは言い難い状況にあると考えられる。今まで以上により多くの国民に食品安全に関する正確な科学的知識を伝えるためには、特に、情報収集を積極的には行っていない層に対して食品安全委員会が発信する情報を届ける手法の充実を図ることが必要である。

そのため、食品安全委員会では今後更に取り組むべき情報提供の手法について、検討の方向性となるたたき台を作成した。

2. 検討の方向性（たたき台）

(1) 報道関係者に向けた取組の強化

① これまで、関心の大きなものについては、報道関係者を対象として意見交換会の開催をしてきたところである。社会部の記者だけでなく、生活部や科学部の記者に幅広く情報を共有するため、更に定期的な意見交換を行うこととしてはどうか。

② 消費者層に働きかける面を強化する観点から、ニュース等の記者向けの意見交換会とは別に、生活関連の記者（生活面や雑誌を担当する記者等）を対象として食中毒等の生活に関連する議題に限定した意見交換会を開催してはどうか。

(2) ホームページの改善

① 食品安全委員会が独自に行い得る情報発信手段としては、ホームページが最も重要な手段であるが、現在公開している情報は実際の会議資料や議事録を基本としていて、非常に専門性の高い内容がほとんどであり、一般消費者向けの情報は一部に過ぎない状況。

② 現在も一般消費者に向けて、特定のページ（消費者の方向け情報、キッズボックス等）を設けて運用しているが、更に利用を進めるためには、どのような改善を行えばよいか。

③ 初めて食品安全委員会のホームページを訪れた人が必要な情報に簡単にアクセスできるよう、自ら評価の案件として提案されたハザード等に関する情報を 50 音順に並べて整理することとしているが、それに掲載するハザードを食品安全委員会のホームページに掲載されているもの全体に広げてはどうか。また、消費者の関心の高い主要なコンテンツについては、関連する情報に簡単にアクセスできるよう、情報のグループ化をしてはどうか。

(3) 新たな電子的媒体を利用した情報提供

- ① メールマガジンを約1万2千人の読者に対して週1回配信しているが、内容としては会合での審議状況等の専門的な内容が多い。
- ② 食品安全委員会へ自らアクセスしてくることがない多くの一般消費者に対して、ブログやSNS等の情報発信手段で、効果的な情報提供手法は考えられるか。また、食品安全委員会が発信する情報の内容や頻度はSNS等のメディアになじむか。

(4) 消費者への情報提供

- ① 消費者が最も食品に対する関心を持つ場での取組として、食品売り場等に食品中の放射性物質対策に関するポスターを掲示してもらい、広報を行う予定であるが、マスメディア以外の情報発信ルートとして、ほかにどのようなものが考えられるか。
- ② 消費者の組織する団体と定期的に意見交換を行うことにより、情報を提供することとしてはどうか。
- ③ より消費者に身近な情報提供とするため、リスク管理機関と連携して、リスク管理措置まで含めた情報提供としてはどうか。

(5) 学校教育

- ① 食品安全については、学校教育過程で必ずしも十分に取り上げられているとは言えない面がある。これまでに、家庭科の時間等で教諭が自由に活用できる副読本を作成し、市町村に対して活用を働きかける取組みを行ったが、学校教育に関して、さらに取組むことができるものはあるか。
- ② 中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」を平成22年度から開始し、食品安全委員会委員から直接食品安全に関する知識の普及を行うとともに、上記副読本の活用を図っているが、更に効果的な取組は考えられるか。

(参考1)

食品安全委員会の改善に向けて（抄）

平成21年3月26日
食 品 安 全 委 員 会

食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向

平成21年9月

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

1. はじめに

食品安全委員会においては、これまで委員会や専門調査会を原則公開で開催するとともに、議事録の公開、全国各地での意見交換会の実施、リスク評価結果等に対する意見・情報の募集、食品安全モニター制度、食の安全ダイヤルの設置、ホームページ、季刊誌、DVD等による情報提供など、審議の経過に関する透明性の確保と幅広い情報提供に取り組んできている。

しかしながら、情報を受け取る側からは、リスク評価に関する情報のみならずリスク管理に関する内容も含めた幅広い情報提供、科学的な内容を噛み砕いた分かりやすい情報提供、多様な媒体を用いた情報提供が望まれるなど、課題も指摘されている。

平成21年3月に食品安全委員会が策定した「食品安全委員会の改善に向けて」の中でも、審議の経過に関する透明性の向上や情報提供に係る改善方向が整理されており、その策定の過程においてはリスクコミュニケーション専門調査会においても、具体的なアイデアを含めその方向性が調査・審議された。

リスクコミュニケーション専門調査会においては、食品安全委員会から当面調査・審議を求める5つの事項が示されているが、その中の一つとして、「審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」に関するワーキンググループを設置し調査・審議するとともに、「食品安全委員会の改善に向けて」の調査・審議の過程で議論されたことも含めて整理し、より具体性をもって今後の活動に活かされるよう透明性の確保を含めた情報提供の改善という視点から、以下のように取りまとめた。

2. 検討における基本的な考え方

(1) 現状認識

食品安全委員会は、平成15年7月の設立以来、透明性の確保や情報提供に努めてきており、その基礎は一定程度できあがっていると認識しつつ、その基礎の上に立って更にこれをどのように改善していくかについて検討した。

(2) 検討の対象

検討の対象は、食品安全委員会が取り組む情報提供の改善とする。情報提供には、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果だけではなく、審議などの過程に関する事柄も含むとする。審議や意見募集への対応状況などリスクコミュニケーションの過程についても適切な情報提供をすることにより、透明性の確保につなげていくというねらいである。また、「食品安全委員会の改善に向けて」をより具体化する形で取組みの内容を検討した。

(3) 検討にあたって留意する点

透明性の確保や情報提供にあたり、これまでのリスクコミュニケーションに関する

取組みから挙がってきた課題として、リスク評価に関する言葉や内容の難しさ、情報を提供する側の意図と受け取る側の受け止め方の違いなどがある。

従って、わかりやすい情報提供とはどのようにしたらいいか、また、受け手の反応や受け手からの情報を反映させながら情報提供するという双方向性に留意しつつ検討した。

3. 食品安全委員会の今後の取組方向

(1) 情報提供における基本事項

食品安全委員会においては、様々な場面において様々な媒体を用いて情報提供が行われるが、情報提供においては、5W1H（Who（誰に）、What（何を）、When（いつ）、Why（なぜ）、Where（どこに）、How（どのように））を常に意識して実施することを徹底する必要がある。

5W1Hを検討する過程において最も重要なことは、消費者など情報を受け取る方が何を不安に思い、何を知りたいのかを的確に把握することである。また、情報交換や情報提供のための制度やツール（食品安全モニター、食の安全ダイヤル、意見・情報募集、ホームページ、メールマガジン、プレスリリース、季刊誌等の紙媒体など）の役割や目的を明確にし（別表）、情報提供の内容と方法を具体化することが重要である。

改善例；1）情報提供のための資料を作成する際に、意見交換会で出された意見、アンケート調査、食品安全モニターや食の安全ダイヤルに届いた声などを踏まえて、消費者など情報を受ける方が何を知りたいのかを的確に把握する。

2）情報を届けたい対象を明確にし、情報の内容を選択するとともに適切な媒体を用いる。

(2) 分かりやすく、理解が深まる情報発信

イ. リスク認知を踏まえた情報提供

リスクの感じ方は、個人の心理的な要因が働くことにより、人によって異なったものになる。これまでの心理学の研究においても、リスクの感じ方（リスク認知）に影響する要因として、恐ろしさや未知性等が関係することが分かっている。

食品に関するリスク情報の提供に当たっては、多くの消費者がどのようなことに不安を感じているかなど調査や分析を踏まえ、何について説明する必要があるか提供する情報の内容を検討することが重要である。このため、リスク認知が把握できるようなアンケートなどの調査の設計と実施も必要である。

ロ. リスク管理に関する情報も含めた情報提供

消費者等の不安や疑問などは、かなりの部分がリスク管理に関係したものであり、リスク評価の内容を説明するだけでなく、リスク管理措置も含めた全体像が分かる

ような情報提供を考えることが重要である。

改善例；1) 食品安全委員会がリスク評価の結果として定めた一日摂取許容量（ADI）が、残留基準値や使用基準等のリスク管理措置にどのように結びついているか、リスク評価機関とリスク管理機関で、リスクコミュニケーションにおける役割分担なども含めて情報提供をする。

2) 関心の高いリスク評価結果がリスク管理機関に通知されるような際には、今後、どのような管理措置の検討が行われる予定なのか等の情報も含めて提供する。

3) リスク管理の実施状況の検証結果（違反の状況など）についても、関係のホームページにリンクするなど、適切な情報提供を行う。

ハ．対象を明確にした情報提供

食品はすべての人々にかかわるモノであり、関心も人それぞれである。また、必要とする情報も、それぞれの立場、役割に応じて異なる。したがって、それぞれの関心や必要性に応じた情報の内容や提供方法が求められる。

改善例；1) ホームページにおいては、危害要因の種類、危害の程度、利用者の関心の程度などを勘案し、多様なユーザーが求める情報に的確かつ迅速にアクセスできるような検索技術の検討、一般的な情報から詳細な情報に進んでいけるような階層化を工夫する。

2) ホームページにおいて、子ども向け等の対象者を絞ったデザインやサイトを工夫する。

3) 話題になっている事案について、食品安全委員会のコメント等を記載し、話題になった時にすぐ使えるような情報提供や、伝えたい情報をすぐに見つけられるように掲載場所、レイアウトを工夫するとともに、マスメディア関係者に対しては、記事を執筆するときにより便利で実用上の有用性が高いホームページ構成の検討（(6)の2)に関連事項）などが考えられる。

4) 地方自治体や関係団体が情報提供をする際に参照したり、引用したりしやすい資料の提供。リスク評価結果の理解の助けになるように意見交換会での質疑応答をQ&A等に集約、スライド資料に解説を加えるなど情報提供を受ける方が利用しやすいよう加工した情報を提供する。

5) 一般消費者に情報提供する手段として、自治体との連携により、自治体が発行する広報誌などに掲載が進むような情報提供を工夫する。

(3) 効果的な情報提供先の選択と提供する内容

食品安全委員会から情報提供をする先としては、後述のように地方自治体、関係団体等が挙げられるが、それぞれの情報の受け手の要望に合った内容、方法とすることが重要である。そのためには、情報の受け手の特性、要望を的確に把握しなければな

らない。日常的なネットワークを通じて、連携の強化をしておくことが必要である。
以下、情報提供先の例と特性、期待できることを示す。

イ. 地方自治体

- ・市町村、さらに地域の人々にまできめ細かい情報提供が期待できる。
- ・地方自治体におけるリスク管理に関連するリスク評価内容やリスクコミュニケーション等の内容を伝えていくことが効果的と考えられる。
- ・地方自治体が行ったリスク管理やリスクコミュニケーションの事例を自治体間で共有する場を設定することも効果的と考えられる。

ロ. 消費者団体、消費者対応組織

- ・関心の高い方々に効率的な情報提供ができる。
- ・関係者からの意見・情報の収集など双方性が期待できる。
- ・特定のコミュニティのリーダー、地域のリーダーなど、情報伝達のネットワークを通じて、きめこまかな情報の伝達が期待できる。

ハ. 学校関係者

- ・学校栄養士、家庭科、理科の教諭など、専門家を通じた情報提供が期待できる。
- ・食品の安全性に関する基本的な考え方、食品のリスク評価に関する情報、児童・生徒・学生など若い世代に伝えることができる。
- ・同時に、保護者にも情報が伝わることを期待できる。

ニ. 食品事業者

- ・ホームページなどを通じて、不特定多数の人に迅速な情報提供ができる。また、食品安全委員会のホームページへのリンクを通じた情報提供もできる。
- ・お客様相談窓口などを通じて、関心をもつ消費者に対して情報提供ができる。
- ・製品に関する情報提供の場を活用することにより、対象者や場面を絞った情報提供ができる。
- ・個別の消費者からの質問と事業者とのやりとりを通じて、情報提供の内容が適切かどうかの評価や判断ができる。

ホ. 医療関係者

- ・医師、看護師、薬剤師、栄養士など、専門家を通じた情報提供が期待できる。
- ・食品と健康・病気の関係についての関心が高く、この分野での正しい知識の普及が期待できる。

(4) 審議の経過に関する透明性の確保を含めた情報提供

透明性が確保されている状態とは、①審議の経過と決定のための判断基準が明示されており、批判的な検討が可能な状態にあること、②決定内容だけでなく、審議過程で出された意見や見解が示されており、結論に至るまでの状況を外部の者が判断できる状態にあること、③探したい情報が探したい時に見ることができる状態であると考えられる。

この考え方に照らすと、食品安全委員会においては、審議の原則公開と議事録の公開、評価ガイドライン等の判断基準の作成と明示、評価結果等に対する意見・情報の募集など、基本的な事項は満たされている。しかしながら、専門調査会における調査審議等の公開範囲の拡大や議事録情報等の探しやすさを求める声もある。

改善例；1) 会議を非公開とするか否かの判断に至った経緯を説明する。

2) 非公開で開催される専門調査会については、今後とも、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう努める。

3) ホームページにおいて、審議結果、議事録等の探しやすさの向上に努める。例えば、議事録の1枚目に目次と要約を掲載するなどの工夫やホームページの機能向上に合わせた検索機能の向上が考えられる。

(5) 緊急時の対応

緊急時の対応については、食品安全委員会事務局が「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を取りまとめており、これらの取組みと併行して、必要に応じ、関係するステークホルダーや地方公共団体等への情報提供を実施していくことが必要である。また、緊急時においては、誤解や混乱を最小限にするために、提供する情報の内容、伝えるタイミング、頻度について、リスク管理機関との整合性、関連性に留意することが重要である。たとえば、平成20年10月に、輸入冷凍インゲンへの農薬の混入が見つかった際の食品安全委員会からの情報提供は、時機を得た対応で消費者等の不安の高まりに的確に対応した事例として評価されている。

実際に問題が発生した場合には、詳細な情報よりも、早くシンプルな情報を提供することが優先されるケースもあることを、情報を提供する側として認識し、行動することが求められる。

平成20年から、緊急時に情報を発信した際には、臨時のメールマガジンでお知らせする取組みを始めているが、リスク管理機関と連携しながらこのようなきめ細かい情報提供の継続が重要と考えられる。

(6) 社会に発信される不適切な情報への対応

「食品安全委員会の改善に向けて」においては、“科学的に誤っていることが明らかな情報や、誤りではないものの内容が不十分なため、受け手に誤解を与えるおそれがある情報については、その社会的影響等を勘案し、必要に応じて、食品安全委員会として、当該情報の訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行う”としている。

この場合、表現・報道の自由の尊重という観点から慎重な判断が必要であり、仮にも国が表現や報道の内容に規制的に介入するような誤解を生じないように、十分に配慮する必要がある。また、情報の感じ方は受け取る人により千差万別であることから、どのような対応が望ましいかについては、今後も議論の余地がある。

現時点で考えられる対応のケースとしては、以下のようなものが考えられる。

①食品安全委員会が行う食品健康影響評価に関連して有する最新の科学的知見に照らして、報道内容に客観的かつ明らかな事実誤認がある場合、その社会的影響等を勘案して当該情報の訂正を求める。

②報道内容が、あいまいであることにより、安全性に対する誤解を招くことが予想される場合には、報道した組織、人等に正確な情報を提供する。

③地方自治体や団体が主催して行われる市民講座等の内容については、正確な情報提供がされるように、食品安全委員会や自治体の食品安全担当部局が連携やサポートできるような体制作りをめざす。

④他府省が発出する食品に関する情報についても、誤解を招くような内容がある場合には調整を行う。

⑤どこに行けば正しい情報があるということも多くの方に分かって頂くことは重要であり、食品安全委員会の情報提供内容について幅広く知って頂くために食品安全委員会として正確で分かりやすい情報を継続的に発信する。

(7) メディアとの関係構築

一般の方々への食品の安全性に関する情報の提供元として、マスメディアは大きな位置を占めており、情報提供のパートナーとして、国民に幅広く情報が適切に伝わるような情報提供のあり方を模索していく必要がある。食品安全委員会としては、メディア関係者を通して情報が適切に伝わるような工夫を継続することが重要である。

- 改善例；
- 1) 多くの方の関心の高いリスク評価については、適切な時期に懇談会や勉強会を開催するなど、食品の安全性を考える上で、基礎的な事項について理解を深める機会を企画する。この際、できるだけ広範囲の記者(科学関係のみならず、経済、政治、生活関係まで)に参加してもらえるよう工夫することが重要である。
 - 2) 情報提供する側としては、コンパクトでまとまりのある資料や重要ポイントを明確にするなどメディア関係者が分かりやすく、利用しやすいような情報提供に心がける。
 - 3) 一般の方々へのメディアを通じた情報提供は、リスク管理機関や自治体等複数の関係機関からも行われることを念頭に置き、同じリスクや同じ事案に関するものは、強力かつ効果的に情報が伝達されるよう、いずれのルートを経由したものであっても同趣旨の情報が提供されるように心がける。

(8) 丁寧な情報提供が必要な内容

食品の安全性について理解を促進し、コミュニケーションを図っていく上で、ステークホルダーが共通に理解しておくことが望ましい基本的な内容があると考えられる。

特に食品健康影響評価に関する用語については、専門用語が多く、理解する上での障壁になっている。用語集の作成もされているが、その内容もまだ改善の余地はある

と考えられ、情報の受け手の意見も聞きながら、よりわかりやすいものへと検討を続けることも重要である。また、リスク分析を理解する上で基本的な内容については、さまざまな機会を捉えて、以下のようなことについての情報提供を工夫していく必要がある。

- 化学物質の量と作用の関係
- 基準値は一日摂取許容量（ADI）より厳しい数値である意味
- 微量の汚染物質が検出されたことと安全性の関係
- 危害が実際に起きるか否かは摂取する量や体の状態によること
- 科学的な安全性評価とそれに基づく安全管理の違い
- 食品安全委員会の役割と意義
- 食品の安全性が生産や検疫の現場などでどのような仕組みで確保されているか
- リスクと危険との違い
- 予防（prevention）的な対応と用心（precaution）の違い
- 安全と安心のとらえかた（安全と安心は同じか否か）
- 「天然・自然」の食品が必ずしも安全ではないこと
- さまざまな要因も考慮して安全性を判断することの重要性
- 文献調査でリスク評価をする意義
- 安全性の根拠を信頼性の高い情報により確かめる意義など。

（9）情報の双方向性の確保

情報提供をより効果的に、わかりやすく行うためには、（1）～（7）に述べたような情報提供に関する検討はもちろんのこと、情報の受け手の声を聞きながら情報がどの様に受け取られたかどうかの確認と改善の検討をする必要がある。

（10）行政担当者の訓練と養成

地方自治体職員や地域におけるリスクコミュニケーションの担い手などを対象としたリスクコミュニケーター（インタプリターやファシリテーター）養成および、食品安全委員会事務局職員の情報提供能力向上の研修強化も重要である。

4. 今後のフォローアップ

本専門調査会では、当面の取組のアイディアを示すこととしたが、食品安全委員会事務局においては、これを順次実現していくことが望まれる。また、具体化された内容については、本専門調査会に報告し、改善などについて審議するなどにより、随時フォローアップをしていくことが重要と考えられる。

別表

| | 目的 | 方法 | 対象 | 考えられる活用場面 |
|----------|---|-------------------|--|---|
| 食品安全モニター | 食品安全委員会からの情報発信 食品安全委員会が行った評価、情報発信のモニタリング | メール、書面 | ある一定以上の食に関する知識がある人 地域で食に関する活動をしている人 | ・食品安全委員会の活動や食の安全に関する情報を地域に広げてもらう。(季刊誌、パンフレットの配布、DVDの上映など) ・意見募集のお知らせなどを配信してもらう。 |
| 食の安全ダイヤル | 一般国民の声の収集 | 電話、メール、書面 | すべての人 | ・食品の安全性について、対象者の知識、関心のレベルに合わせて個別に情報提供をする |
| 意見募集 | 特定の事案に関する意見、情報の収集 | メール、書面 | すべての人 | ・食品健康影響評価結果について、評価に直接携わっていない外部の専門家をはじめとするステイクホルダーの意見、情報を収集する。 ・食品健康影響評価結果についての理解・関心の程度を把握する。 |
| ホームページ | 食品安全委員会からの情報発信と情報交換のきっかけ作り (幅広いニーズへの対応) | インターネット | インターネットを見ることができるすべての人 | ・タイムリーな情報提供 |
| メールマガジン | 食品安全委員会からの情報発信と情報交換のきっかけ作り (新しい情報の提供) | インターネット | インターネットを見ることができる人で登録した人 | ・即時の情報提供、定期的な情報提供 |
| プレスリリース | 食品安全委員会からの情報発信 | 書面、インターネット(HP掲載) | 記者クラブに所属するマスコミ関係者およびそれ以外のマスコミ関係者 | ・マスコミ関係者に対する即時の情報提供 |
| 季刊誌 | 食品安全委員会からの情報発信(活動のアピール、ビジュアルに表現) | 書面、インターネット(HP掲載) | 食に関心がある人 | ・食品安全委員会の活動や食の安全に関する情報を提供 ・食品安全委員会の活動への読者の参画の機会提供 |
| 用語集 | 食品の安全性について理解するための資料 | 冊子、インターネット(HP掲載) | 食に関心がある人(専門家、専門家以外の人) | ・食品健康影響評価書を読む際の辞書代わり ・食品の安全性に関する情報を得た場合に、その理解を深めるための一助とする。 |
| DVD | 食品の安全性について理解するための資料 | DVD、(インターネットでの配信) | 地域で食に関する活動をしている人、教育関係者、食に関心がある人、一般消費者(専門家以外の人) | ・複数の人が集まるところでの放映 ・食に関する講演会や勉強会などでの放映 ・事業者の研修での放映 |